4　第七条の二（第三項ただし書を除く。）及び第二十六条の三第五項から第八項までの規定は、生活療養減額認定証について準用する。

5　認定を受けた被保険者は、法第五十二条の二第一項に規定する入院時生活療養費に係る療養又は法第五十三条第一項第一号に規定する保険外併用療養費に係る療養（生活療養に限る。）を受けようとするときは、保険医療機関に提出する被保険者証に、生活療養減額認定証を添えなければならない。

6　第二十六条の五の規定は、生活療養減額認定証を保険医療機関に提出しなかつたために減額しない生活療養標準負担額を支払つた場合における被保険者に対する入院時生活療養費の支給について準用する。

第二十七条の十二第一号中「児童福祉法」の下に「第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法」を加え、同条第九号の四の次に次の一号を加える。

九の五　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

第二十七条の十二の二（見出しを含む。）中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改める。

第二十七条の十四（見出しを含む。）中「第二十九条の三第一項第一号若しくは第二号、第三項第一号若しくは第二号」を「第二十九条の三第一項第一号、第二号若しくは第三号、第三項第一号、第二号若しくは第三号」に、「又はロ」を「、ロ若しくはハ」に、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改める。

第二十七条の十四の二第一項第二号中「若しくは第三号」を「、第三号、第四号若しくは第五号」に改め、同条第四項第一号中「若しくは令第二十九条の四第一項第一号ハ」を「、令第二十九条の四第一項第一号ハ」に改め、「第二十九条の三第一項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき」の下に「、令第二十九条の四第一項第一号ニに掲げる者が令第二十九条の三第一項第四号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第一号ホに掲げる者が令第二十九条の三第一項第五号に掲げる場合に該当しなくなつたとき」を加え、「若しくは令第二十九条の四第一項第二号ハ」を「、令第二十九条の四第一項第二号ハ」に改め、「第二十九条の三第三項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき」の下に「、令第二十九条の四第一項第二号ニに掲げる者が令第二十九条の三第三項第四号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第二号ホに掲げる者が令第二十九条の三第三項第五号に掲げる場合に該当しなくなつたとき」を加える。

第二十七条の十四の三（見出しを含む。）中「若しくはロ」を「、ロ若しくはハ」に改める。

第二十七条の十五第一項第一号中「児童福祉法」の下に「第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法」を加え、同項第七号の三の次に次の一号を加える。

七の四　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

第二十七条の十五第二項第一号から第三号までを次のように改める。

一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

三　削除

第二十七条の十五第二項第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

第二十七条の十七第四項中「第二十九条の三第一項第三号」を「第二十九条の三第一項第五号」に改める。

第二十七条の二十三（見出しを含む。）中「第二十九条の四の三第一項第二号及び第三号並びに」を「第二十九条の四の三第一項第二号から第五号まで及び」に改める。

第二十七条の二十六第四項中「第二十九条の四の三第一項第三号」を「第二十九条の四の三第一項第五号」に改める。

様式第一号の六（表面）中「国民健康保険標準負担額減額認定証」を「国民健康保険食事療養標準負担額減額認定証」に改め、同様式（裏面）中「減額認定証」を「食事療養減額認定証」に改める。

様式第一号の六の次に次の一様式を加える。

様式第一号の六の二（第二十六条の六の四関係）

（表面）

国民健康保険生活療養標準負担額減額認定証

交付年月日　年　月　日

記号		番号	
世帯主（組合員）	住所		
	氏名		男・女
減額対象者	氏名		男・女
	生年月日	昭・平　年　月　日	
発行期日		平成　年　月　日	
有効期限		平成　年　月　日	
長期入院該当		平成　年　月　日から	保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印			

（裏面）

注意事項

一　この証によって入院の際に生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。

二　保険医療機関等について入院をするときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。

三　被保険者の資格がなくなつたとき、減額認定の条件に該当しなくなつたとき又は生活療養減額認定証の有効期限に至つたときは、遅滞なく、この証を市町村（組合）に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四　この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村（組合）にその旨を届け出てください。

五　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備　考

1　この証は、減額対象者1人ごとに作成すること。

2　「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日を記載すること。

3　この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。

4　別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の八備考中「第29条の3第1項第2号に掲げる者である場合は「A」と、同項第1号に該当する場合は「B」と、同項第3号に掲げる者である場合は「C」を「第29条の3第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に該当する場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、同条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」に改める。